



# 航残して悔い残さず!! シリーズ地籍調査⑧



## 地籍調査Q&A②

### Q. 境界立会いは必ず行かなければならないのでしょうか

A. 土地の境界は、隣接する土地所有者同士で決めていただく必要があります。境界の立会いが行われなければ、その土地だけでなく隣地の土地も「筆界未定」となります。調査後、大変な手間と費用が個人負担となります。こうしたことにならないよう、必ず立会ってください。

### Q. 地籍調査で民地と民地の境界についても村が決めてくれますか

A. 地籍調査は、あくまでも隣地土地所有者同士で決めた境界を確認し調査を行うもので、村が民々境界を決定することはできません。事前に関係者と協議し境界確認を行っておいてください。

### Q. 立会いが行われなかった場合や、立会っても境界が決まらないときは

A. 「筆界未定」として処理し、登記所に送付します。

### Q. 「筆界未定」を解消するためには

A. 「筆界未定」として登記された土地は、地籍図に境界（線）が表示されず正確な面積もわかりません。地籍調査後に解消した場合には、土地所有者の費用によって、地図訂正（境界画定・測量）の登記申請を行うこととなります。改めて村で調査することはありません。

### Q. 登記簿の面積と調査後の面積が異なった場合、調整は

A. 境界の確定については、あくまでも土地所有者同士で決めていただき、確定した境界にて測量を行います。その結果が登記簿面積と異なっても、面積の調整は行いません。また、登記所に備え付けられている公図の多くは、明治時代の地租改正によってつくられたものをもとにしていて、大部分の土地に、面積の増減が発生します。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。  
産業建設課地籍調査担当 ☎ 82-1222

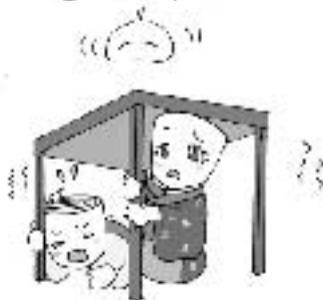


## あなたの命を守る タブレット

# 災害は突然やってきます



電源  
ON!



防災タブレットは、大規模地震発生時に国から一斉配信される「緊急地震速報」や、弾道ミサイル発射の際に「国民保護情報」を受信し、速やかにお知らせすることができます。普段からタブレットによる情報確認を習慣づけ、いざというときに利用できるようにしておきましょう。

防災タブレットに関する各種問合せ 総務課 ☎ 82-1221